

## ○内子スポーツセンター使用料

(単位：円)

時間区分		利用区分	
		全面(2面分)	片面(1面分)
午前 8時30分～午後 1時00分	町内在住者	1,010	500
	町外在住者	3,030	1,510
午後 1時00分～午後 5時00分	町内在住者	1,010	500
	町外在住者	3,030	1,510
午後 5時00分～午後 7時30分	町内在住者	1,010	500
	町外在住者	3,030	1,510
午後 7時30分～午後 10時00分	町内在住者	1,010	500
	町外在住者	3,030	1,510
午前 8時30分～午後 5時00分	町内在住者	2,030	1,010
	町外在住者	6,090	3,040
午前 8時30分～午後 10時00分	町内在住者	3,050	1,520
	町外在住者	9,150	4,570
2階 卓球場	町内在住者	1回につき	200
	町外在住者	1回につき	600

※体育館の利用を希望される場合は条例に基づき3日前までに申し込んでください。利用当日の申請はお断りさせていただきます。

※複数の時間区分にまたがって利用する場合は、区分を1単位として次の計算式に当てはめて計算します。

・町内在住者

@ 509円×利用時間単位数×コートの面数＝利用金額(10円未満端数切捨て)

例 午前 11時から午後3時まで時間2単位コート1面利用する場合 1,010円

午後 6時から午後9時まで時間2単位コート2面利用する場合 2,030円

・町外在住者

@1,523円×利用時間単位数×コートの面数＝利用金額(10円未満端数切捨て)

例 午前 11時から午後3時まで時間2単位コート1面利用する場合 3,040円

午後 6時から午後9時まで時間2単位コート2面利用する場合 6,090円

※実際に使用するコートが1面だけであったとしても、選手の待機場所や客席等の設置により物理的に別コートが使用できない場合や、入場を制限するなどして使用していないコートを他の団体に利用させない場合(体育館を占有したい場合)は全面分の料金を頂きます。なお、更衣や待機等で卓球場も占有使用する場合は卓球場の料金も必要となります。

※安全管理上、未成年者だけの利用はできません。利用時間中に大人の責任者が退出し、未成年者だけが使用しているような状況にならないようご注意ください。